

## やまなし農業基本計画策定の基本方針

### 第1 趣旨

本県の農業は、生産者のたゆまぬ努力により、生産量日本一を誇るぶどう、もも、すもも等の果樹を中心に、野菜、水稻、花き、畜産等の特色ある産地を形成してきた。

平成29年には、農業生産額が17年ぶりに1,000億円台を回復し、平成30年度の果実の輸出額も9億円を超えるなど、明るい兆しも見られる一方で、農業従事者の減少や高齢化が進み、耕作放棄地も増加する傾向にあるなど、本県農業は厳しい状況にある。

また、人口減少による国内市場縮小への懸念をはじめ、経済のグローバル化やI o T、A Iを活用した技術革新の進行など農業を取り巻く環境も大きく変化している。

こうした状況に的確に対応し、農業者の更なる所得向上と農山村の活性化を図るため、「やまなし農業基本計画」を策定する。

### 第2 策定にあたっての基本的な考え方

#### (1) 計画の性格

「やまなし農業基本計画」は、農政の基本理念や将来の農業の姿をはじめ、今後、本県が重点的に取り組む施策や具体的な数値目標などを明らかにする農政の基本指針として策定するものである。

#### (2) 計画の構成及び期間

- 概ね次により構成する。
  - ・ 策定の趣旨
  - ・ 本県農業、農村の現状と取り巻く環境の変化
  - ・ 本県農業の未来像
  - ・ 施策の方向、数値目標、工程表（行動計画）、地域別重点推進事項
  - ・ 推進体制
- 計画期間は、令和元（2019）年度から令和4（2022）年度までの4年間とする。

#### (3) 策定にあたっての留意事項

- 知事公約（「日本の未来を切り拓く地・山梨づくり宣言政策集」）の着実かつ速やかな実現に向け、効率的かつ効果的な施策の導入を検討する。
- 農業者の所得向上と農山村の活性化の実現に向けた施策を検討する。
- 現状分析に基づき、本県農業の未来像及び目標を明確化した上で、それを実現するための施策を柔軟かつ大胆な発想で検討する。

### 第3 策定の方法

#### (1) 県民の参画

「やまなし農業基本計画」の策定に当たっては、生産者や生産者団体をはじめ広く県民から意見をいただくこととし、県民意見提出制度実施要綱の規定に基づくパブリックコメントを実施する。

#### (2) 策定検討委員会

農業者、農業団体、流通・販売関係者、6次産業化・観光関係者、学識経験者で構成する策定検討委員会を設置する。8月に開催する第1回策定検討委員会において、現大綱実績の検証、新計画の骨子案及び素案について意見を求める。また、9月の第2回策定検討委員会において、計画案について意見を求める。

#### (3) 地域別検討会

各農務事務所単位に地域別検討会を開催し、地域別重点事項等について、地域の農業者、農業団体等と意見交換を行う。

#### (4) 策定作業班

本庁関係各課室の担当で構成する施策検討チームと各農務事務所内に地域検討チームを設置し、計画の策定に取り組む。

なお、複数の部局間の調整が必要な事項については、必要に応じて農政総務課農政企画担当が対応する。

### 第4 策定スケジュール

令和元年	5月	骨子・素案の作成
	5月～	策定作業班（骨子及び素案作成）
	6月	策定委員の選考
	8月9日	第1回策定検討委員会 (現大綱実績の検証、骨子及び素案について意見聴取)
	8～9月	地域別検討会（各農務事務所単位）
	9月	策定作業班（最終案決定）
	9月12日	第2回策定検討委員会 (最終案について説明、意見聴取)
	11月	「やまなし農業基本計画（案）」のパブリックコメント
	12月	「やまなし農業基本計画」策定・公表

※参考

- 現計画（新・やまなし農業大綱）の施策と効果の検証
- 本県農業・農村の現状・課題
- 本県農業を取り巻く環境の変化
- 国の施策の展開方向



○新たな農業基本計画の施策の方向

第1回検討委員会での審議



○新たな農業基本計画の施策等

第2回検討委員会での審議

# やまなし農業基本計画策定の考え方

## 新・やまなし農業大綱の評価

- 「高品質化・販路開拓による儲かる農業の展開」と「活気に満ちあふれた農山村の創造」を目指し、30の数値目標を掲げ施策を推進
- 平成30年度末時点において26項目が年度目標を達成済または達成見込（農業生産額や県産果実輸出額など）

## 本県の農業・農村の現状

### ①農業生産等の動向

- ・農業生産額は1,312億円（\$53）をピークに近年は900億円前後 H29は1,000億円台に回復
- ・水産業生産額は2.2億円（H2）をピークに近年は1億円前後
- ・県産果実の輸出額は増加傾向で推移（1.2億円（H23）→9.2億円（H30））

### ②農家・農業者の現状

- ・総農家数、農業就業人口は減少（年平均（H22～H27）で総農家は約850戸減少、農業就業人口は約1,100人減少）
- ・農業従事者の高齢化が進行（H27平均年齢は本県68.2歳、全国66.4歳）
- ・新規就農者数は増加基調（185人（H22）、314人（H29））（農業就業人口 H17→H22 △18.6% H22→H27 △16.6%）
- ・農業参入企業は年間10社程度で推移（H11～29年累計125社）

### ③農業経営

- ・経営体あたりの農業生産額は増加傾向（4,266千円（H22）→4,942千円（H27））

### ④耕地

- ・耕地面積は減少傾向（24,200ha（H22）、23,700ha（H29））
- ・荒廃農地面積は7,000ha前後で推移
- ・担い手への農地集積の進行（集積率：27.3%（H24）、36.5%（H29））

### ⑤農村地域

- ・野生鳥獣による農作物被害額は減少傾向（2.1億円（H24）、1.6億円（H29））
- ・農泊の取組（直採事業活用5市村（H29～））
- ・農福連携の取組（25福祉施設と21農家のマッチング（H30））

## 農業・農村を取り巻く環境の変化

- ①人口減少や高齢化による国内農水産物市場の縮小への懸念
- ②経済の更なるグローバル化  
TPP11協定、日EU・EPA協定の発効、日米TAG協定の交渉開始
- ③IoTやAI、ビッグデータの活用などのスマート農業に向けた技術革新が進行
- ④インバウンド需要の拡大（訪日外国人旅行者の増加）
- ⑤頻発する自然災害（豪雨、台風等）や地球温暖化の進行
- ⑥国はH30.11に「農林水産業・地域の活力創造プラン」を改定（輸出力の強化等を追加）、「食料・農業・農村基本計画」の見直し着手（R2.3 策定予定）

## 本県農業の目指す方向

- ① 新規就農者や参入企業のさらなる確保・誘致、中心経営体への農地集積
- ② スマート農業の推進等による生産性の向上
- ③ 高品質化、6次産業化による高収益農業の推進
- ④ 品目別生産振興策の推進（ワイン原料用ブドウや酒米等の栽培拡大など）
- ⑤ 県産農産物の更なる輸出の拡大
- ⑥ 地産地消・地産訪消の促進
- ⑦ 豊かな農業・農村資源の保全と活用促進
- ⑧ 生産基盤の更なる整備
- ⑨ 農業用施設等の防災・減災対策の推進
- ⑩ 荒廃農地対策の推進



## 国の政策の展開方向

- ①国内外の需要を取り込むための輸出促進、地産地消、食育等の推進
- ②6次産業化等の推進
- ③農地中間管理機構の活用等による農業構造の改革と生産コストの削減
- ④経営所得安定対策及び日本型直接支払制度の推進
- ⑤農業の成長産業化・更なる農業競争力強化のための改革
- ⑥人口減少社会における農山漁村の活性化等

## やまなし農業基本計画の策定

【策定の趣旨】高収益な農業の実現に向けて、将来の進むべき方向と戦略的、計画的に実施する農業施策の内容を示す。

【計画の期間】令和元年度～令和4年度までの4年間（県総合計画と連動）

【目指す方向】生産者の所得の向上

【目 標】①稼ぐ力を最大限発揮できる環境整備  
②豊かで活気ある農山村の創造

【重点戦略】①多様な担い手の確保・育成  
②スマート農業の導入による効率化、高品質化の推進  
③海外市場でのプロモーションの展開

### 【新計画の体系】

#### I 稼ぐ力を最大限発揮できる環境整備

1 成長産業化に向けた担い手の確保・育成	(1) 新規就農者の確保・育成 (2) 中心となる経営体の育成 (3) 地域を支える多様な担い手の確保 (4) 農業大学校における担い手の育成
2 農業生産の効率化、農産物の高品質化	(1) スマート農業の推進 (2) 環境にやさしい農業の推進 (3) 気候変動への対応や災害対策の推進 (4) 指導体制の強化
3 品目別の生産振興策	(1) 果樹、(2) 野菜、(3) 水稻等、(4) 花き、 (5) 畜産、(6) 水産、(7) 地域特産品
4 販売につながるプロモーション等の展開	(1) 海外への販路拡大と販売促進 (2) 国内における販売促進 (3) 安全で安心な農産物の生産・供給
5 地域の農産物の利用促進	(1) 地域資源を活用した6次産業化の促進 (2) 地産地消・地産訪消の促進に向けた販売集客拠点の整備等の支援

#### II 豊かで活気ある農山村の創造

6 地域資源を活用した農山村の活性化	(1) 他分野との連携 (2) 農地及び農村景観保全の推進 (3) 鳥獣被害対策の推進
7 力強い農業を支える基盤整備	(1) 成長産業化に向けた基盤整備の推進 (2) 農村地域の強靱化に向けた防災・減災対策の推進と施設の保管理 (3) 総合的な荒廃農地対策の推進 (4) 農村の生活環境の充実

#### III 地域別重点推進事項

- 1 重点推進事項（中北地域、峡東地域、峡南地域、富士・東部地域）
- 2 地域で目指すべき経営モデル（標準経営モデル、高収益農業経営実践モデル）